

# 平成27年産麦で 畑作物の直接支払交付金 を申請予定の皆様へ!!

**27年産** から対象者要件が変わります！

「畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）」の交付対象者は、**27年産** から**認定農業者、集落営農、認定新規就農者**が対象となります。

畑作物の直接支払交付金（営農継続払・数量払）は、農協等と契約した「は種前契約、出荷・販売契約」等に基づく設定ルールに適合したものが生産予定数量となり、この生産予定数量に従って、販売を目的に生産する販売農家（法人・集落営農を含む）が交付対象者となります。

契約した内容と異なる作付を行ったり、出荷・販売を行わなかった場合（自然災害を除く）は畑作物の直接支払交付金を受けることができない場合がありますので、必ず、農協等との契約どおりの**麦種（小麦・大麦・はだか麦）・銘柄の作付、適切な肥培管理、出荷・販売を必ず実施**するようにしてください。

※作付の変更等を行った場合には、必ず契約先（JA等）、地域農業再生協議会、共済組合に連絡を行ってください。

連絡をせず変更した場合には、生産予定数量に基づいて生産を行っていないと判断され、交付金を受けることができなくなる場合があります。

九州農政局長崎地域センター（経営所得安定対策チーム）